

長崎市立畝刈小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。このようないじめを防止し、児童が安心して生活し学ぶことができる環境づくりを行うことは、学校の責務である。そこで、本校では、家庭・地域等との連携を図りながら、「いじめの防止」「早期発見」「いじめへの対処」を実効的なものにし、「いじめへの組織的な対応」「重大事態への対処」等に関する具体的な内容や取組を明らかにするために、本方針を策定するものである。

(いじめの定義) 第2条 「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【めざす児童像】

- ねばり強く考える子
- 思いやりのある子
- たくましく、元気な子

いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長・副校長・教頭・主幹教諭・生活指導主任・養護教諭・当該学年主任・当該学級担任により構成される「いじめ対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

専門家・外部関係者

必要に応じて、「学校サポーター」も、委員会の構成員として加わる。

また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。

P T A ・ 地 域 と の 連 携

- 懇談会や学校だより等により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- P T A の 各 種 会 議 に お いて、情 報 を 提 供 し、 意 見 交 換 す る 場 を 設 け る。
- インターネットによるいじめについて啓発を行い、家庭での目配りを依頼する。

関 係 機 関 と の 連 携

- 校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備するとともに、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の活用を図る。
- 学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

児 童 会

- 三重中生徒会が策定した「いじめゼロ宣言」を活用したり、いじめに関わる問題を学級活動や代表委員会の議題に取り上げたりする。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

いじめ問題への取組

(学校及び学校の教職員の責務) 第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

いじめの防止

- いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる児童の自己指導能力の育成を図る。
 - (1) 校内指導体制の確立……………いじめの重大性を全職員で認識し、一致協力した指導体制を確立する。
 - (2) 教師の指導力の向上……………研修でいじめへの共通理解を図り、観察力や対応力の向上に努める。
 - (3) 人権意識と生命尊重の態度の育成……………人権教育の充実に努め、自己肯定感や社会性を培う取組を継続する。
 - (4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実……………いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の時間の指導を実践する。
 - (5) 児童の自己肯定感の育成……………自他を認め合い一人一人に居場所のある学校生活を築いていく。
 - (6) 児童の自己指導能力の育成……………児童会活動で、いじめに関わる問題を取り上げ、指導・支援する。
 - (7) 家庭・地域社会・関係機関との連携強化……………懇談会でいじめ問題を取り上げ、地域ぐるみの対策を推進する。
 - (8) 学校基本方針の周知……………方針を学校のHPで公開し、保護者・地域住民と協力して取り組む。
 - (9) 学校基本方針による取組の評価……………学校評価の項目に加え、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組む。

いじめの早期発見

- 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにする。また、定期的な相談カードやアンケート調査などの取組により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
 - (1) 教職員による観察や情報交換……………児童の些細な変化に気づいた場合、担任に直接知らせたり、主幹教諭等に伝えたりして、いつでも情報を共有できるようにする。
 - (2) 定期的なアンケート調査や個人面談の実施……………児童の生活実態について、「相談カード」や「いじめアンケート」、個別面談などを活用して、きめ細かな把握に努める。
 - (3) 教育相談体制の整備……………児童や保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。その充実に向け「学校サポーター」を活用する。
 - (4) 情報の収集……………児童の悩みや相談をより多く受け止めることができるよう、育友会や地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築する。
 - (5) 相談機関等の周知……………学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

いじめに対する措置

- (1) いじめの発見や相談を受けたときの対応
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努める。
- (2) 組織的な対応
発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- (3) いじめられた児童及びその保護者への支援
被害児童の心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有する。併せて、被害児童にとって信頼できる人と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。状況に応じ、SCやSSWなどの外部専門家の協力を得る。
- (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言
いじめが確認された場合、学校は組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。加害児童に心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導(出席停止も含む)の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行う。また、保護者に対して継続的な助言を行う。
- (5) 集団への働きかけ
「観衆」や「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (6) ネット上のいじめへの対応
ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図る。

重大事態発生時の取組

- (1) 重大事態の発生の報告(学校→教育委員会生徒指導係)
- (2) 事実関係を明確にするための調査の実施
 - ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、①いつ(いつ頃から) ②誰から ③どのような態様であったか ④いじめを生んだ背景や事情 ⑤児童の人間関係にどのような問題があったか ⑥学校・教職員がどのように対応したか などの事実関係を可能な限り時系列的に明確にする。
- (3) 調査結果の報告(学校→教育委員会生徒指導係) ・被害児童及びその保護者に対する情報の提供・説明

いじめが発生した場合の対応

いじめの情報

- いじめが疑われるような動きがあった場合
- いじめを発見した場合
- 児童や保護者、地域住民から相談や通報があった場合

情報キャッチャー

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。
- 一人で抱え込まず、速やかに関わりのある教職員に報告し、組織で対応する。

担任・学年主任・生活指導主任へ報告

→
直ちに報告する

主幹教諭・教頭・副校長・校長への報告

- 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめ対策委員会と連携して、いじめの事実の有無の確認を行う。

いじめ対策委員会

関係機関

- 「いじめ対策委員会」での関係児童からの聴き取りや今後の指導・支援体制を組む。
- 犯罪行為として取り扱うべきものと判断した場合は、ためらうことなく、時津警察署（Tel881-0110）に相談し、適切に援助を求める。

被害児童への継続した支援

- 被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

加害児童生徒への継続した指導

- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

保護者への継続した支援と助言

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）の家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

状況に応じて指導・支援体制を検討し、「組織」でより適切な対応を行い、いじめへの取組を行う。